

令和5年度第4回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和5年7月31日（月）午後1時00分～午後2時50分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内甕 達也
7番	猶木 悟	17番	西 泰行
8番	市蘭 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一	10番	宇都 和義
5番	池端 隆志	11番	扇蘭 弘行
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

4. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第5号 非農地証明願について
8. 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更（除外）について
9. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
10. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長 始良農林水産係長

	<p>事務局 姿勢を正してください。一同礼。</p>
議 長	<p>ただいまから、令和5年度第4回 始良市農業委員会 総会を開会いたします。出席農業委員は、19名中、19名で、定足数に達しておりますので、本総会は 成立しております。</p> <p>—— 会務報告 ——</p>
議 長	<p>会務報告について、事務局からの報告をお願いします。</p>
	<p>事務局 [事務局 報告]</p>
	<p>—— 日程第1 議事録署名委員の指名 ——</p>
議 長	<p>次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条第2項に規定する 議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>委 員 『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、9番、農業委員、10番、農業委員に、お願いいたします。</p> <p>—— 日程第2 会議書記の指名 ——</p>
議 長	<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐 と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等につい</p>

	<p>ては、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">—— 日程第3 議案第1号 ——</p> <p>次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から9番について、事務局からの説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。公告日は、令和5年7月31日、契約の始期は、令和5年8月1日を、それぞれ予定しております。契約年数につきましては、3年間で1件、5年間で7件、6年間で1件、合計9件、9,528㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますので、ご確認いただきたいと思います。なお、総会資料3ページ、9番が農業委員12番に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会法等に関する法律、第31条の規定、「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わります。</p> <p>議 長 これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から9番について、質疑に入ります。なお、9番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1番から8番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p> <p>委 員 「質疑・意見なし」</p> <p>議 長 それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から8番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>委 員 〔賛成多数〕</p>
--	---

議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から8番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、9番の関係者、農業委員12番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、9番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、9番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、9番については、原案のとおり決定いたしました。農業委員12番、農業委員の着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
	———— 日程第4 議案第2号 ————
議 長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から7番までについて、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第2号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は4ページからです。今月の申請件数につきましては、7件となっております。先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報

	<p>告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が3筆、面積が、2,866㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年7月13日、譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人、妻、息子夫婦、娘の5人で従事しております。農業用機械については、軽トラ、トラクター、コンバイン、乾燥機、一式揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の田が2筆、面積は、1,824㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年7月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と夫、娘と婿、4人でおこなっております。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラ等揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、加治木町西別府の畑が3筆、面積は、2,437㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、9番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年7月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と夫、娘と婿、4人でおこなっております。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラ等揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町白男の田が4筆と畑が1筆、面積は、5,249㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、9番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年7月24日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は定年を機に地元に戻ってこられ、現在、田んぼを5反ほど耕作しておられ、今度の田んぼを譲り受けると、約1町になるかと思ひます。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラ等揃っております。労働力は、ご夫婦でなさるそうです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>

議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、鍋倉の田が1筆、面積は、891㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、5番、農業委員です。調査報告いたします。令和5年7月24日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は本人で、兄が、たくさん田をつくっているので、農業用機械は使わせてもらうとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、寺師の畑が1筆、面積は、516㎡、売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年7月15日、譲受人を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と夫であります。農業用機械は、トラクター等、全て揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。

	事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人、〇〇、譲渡人、〇〇、申請地は、蒲生町漆の田が2筆、面積は、4,247㎡、贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、3番、推進委員です。調査報告いたします。令和5年7月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と従業員5人。農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、刈払機、トラック等揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議長		これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	〔質疑・意見なし〕
議長		それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	〔賛成多数〕
議長		賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から7番については、原案のとおり決定いたしました。
<p>——— 日程第5 議案第3号 ———</p>		

議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番について、説明をお願いします。まずは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、6ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は〇〇、申請地は、蒲生町北の畑が1筆で、69㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は通路となっております。参考資料の4ページに、顛末書が添付されております。内容は、平成17年頃からすでに通路として使用しており、平成18年に申請人の父が亡くなり、今回、相続人の息子さんから追認で許可を得ようとする申請になっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、3番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が里道、南が市道、北が畑です。申請実現の確実性としましては、転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第3号、農地法第4条の規定

	<p>による許可申請の処分決定についての、1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">——— 日程第6 議案第4号 ———</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から14番について、説明をお願いします。なお、1番については、取り下げとなっておりますので、省きます。次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、7ページから11ページでございます。今月の申請件数につきましては、1番が取り下げ申請があり、13件であります。それでは、2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町日木山の田が2筆、面積は960㎡となっております。所有権移転で、農地区分は第3種農地で、転用目的は、宅地造成で、3区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約150mの位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性とし</p>

	<p>ましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、宮島町の畑が1筆、面積は147㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり問題ありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約60mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が畑と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、松原町の畑が1筆、面積は654㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、3区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約380mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、西餅田の畑が1筆、面積は257㎡となっております。また、隣接地と一体利用で、全事業面積は513.45㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、1区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 はい、13番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑、西が市道、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人</p>

	<p>は、〇〇、土地の所在は、加治木町小山田の田が2筆と畑が1筆、面積は1,331㎡となっております。また、隣接地と一体利用で、全事業面積は1546.7㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、貸駐車場で、自己が代表を務める〇〇に、駐車場として貸し付けて利用したいとの事です。また、条件として、土砂流出対策を行うことと条件を付しています。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、3番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約230mの位置です。被害防除現況としましては、東が水路と山林、西が県道と宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、土砂流出対策を行うことです。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としてしましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田の田が1筆、面積は573㎡を分筆し、252㎡となっております。この後の8番の申請地と一体利用する計画で、全事業面積は341㎡です。参考資料28ページの図面を見ていただければ、イメージがわかりやすいかと思えます。今回、7番の申請地がBの部分になっており、こちらに一般住宅を建築する計画で、この後の8番の申請地がAの部分になっており、こちらを通路として利用する計画となっております。7番に戻り、所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、一般住宅で、自己の住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員 16 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、16 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が残地の田、西が私道と宅地、南が宅地、北が5条申請地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、先程のAの部分申請地となって、こちらの持ち分、2分の1だけ、所有権移転をすることとなっております。申請地は、先程と同じく、加治木町木田の田が1筆で、分筆をして、89㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、通路で、先程の住宅建築に伴う通路として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員 16 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、16 番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が残地の田、西が私道、南が5条申請地、北が水路です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、9番について、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳の畑が1筆、面積は317㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、資材置場で、資材置場として利用したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員16番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員 はい、16番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、10番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、亡〇〇相続財産となっております。こちらの土地は、相続人が誰もいない状態になっており、裁判所の審判により、相続財産管理人が選任されており、その管理人が渡人としての申請となっております。土地の所在は、中津野の田が2筆、面積は792㎡となっております。また、隣接地と一体利用で、全事業面積は1,394㎡であります。所有権移転で、現在の農地区分は、農用地区域内農地ですが、除外申請中であり、除外後は第1種農地の予定であります。この農振除外申請のほうは、この後の、議案第6号の7番のほうで、案件が上がっております。転用目的は、宅地造成で、特定建築条件付での売買を予定しています。特定建築条件付につきましてですが、宅地造成は基本的に、第3種農地の都市計画用途区域の指定箇所しか宅地造成ができないので</p>

	<p>すが、それ以外の第2種、第1種農地の場合は、この特定建築条件の宅地造成を行うことで、例外的に認められることができるとの事で、この特定建築条件付とはどのようなものであるかと言いますと、造成を行い、そのまま不動産業者による販売をおこない、もし売れ残った場合は、自分たちで住宅を販売しなさいというような条件となっております。申請の際には、もし売れ残った場合は、自分たちで住宅を建てられるだけの資力があるか、また建物の図面も一緒に添付してもらい、確実に宅地にしてもらうのが条件になるような申請となっております。始良市では、過去にも何件か申請がなされた事例であります。また除外後は、第1種農地の予定である為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、農用地区域内農地であります。除外後は第1種農地となり、集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約10mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と水路、西が畑と宅地、南が宅地と市道、北が畑と田と市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、農用地区域からの除外完了後の許可と、土砂流出対策を行うこととあります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、11番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>11番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、脇元の畑が4筆、面積は1,637㎡</p>

<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>となっております。また、隣接地と一体利用で、全事業面積は2,212.74㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、7区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約140mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、12番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>12番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、平松の畑が1筆、面積は492㎡となっております。また、隣接地と一体利用で、全事業面積は679.75㎡であります。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地造成で、3区画の宅地造成を行いたいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、14番、農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件およ</p>

<p>議 長</p>	<p>び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、13番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>13番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町北の田が1筆と畑が1筆、面積は1,304㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第2種農地です。転用目的は、山林で、クヌギを植林したいとの事です。また、植林の際に、緩衝地を4m設けることと、条件を付しての許可を予定しております。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員3番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、3番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と畑、北が山林と宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、緩衝地を4m設けることです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、14番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>14番につきまして、ご説明いたします。譲受人は、〇〇、譲渡人は、〇〇、土地の所在は、加治木町反土の田が1筆、面積は19㎡となっております。所有権移転で、農地区分は、第3種農地です。転用目的は、宅地の拡張で、申請地の北側の宅地の一部として、すでに利用されていることから、顛末書が参考資料の62ページに、また面積超の理由書が参考資料の61ページに、添付されております。内容につきましては、昭和59年頃から、この</p>

議 長	<p>申請地のほうが、宅地の一部となっており、平成24年に土地の売買があり、その際に本来は申請をするべきであったのですが、転用申請を怠っており、当時の受人、渡人については、すでにお亡くなりになっており、今回、相続人による追認での許可を得ようとする申請となっております。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約50mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が私道、南が畑と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、転用済のため、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番を除く2番から14番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員12番です。13番ですが、緩衝地は1.7mと書いてありますが、1.7mでは狭いとのこと、4mに変えたのですか。</p>
事務局	<p>図面では、狭いところで1.7mとなっておりますが、現地での確認と調査を行った際に、1.7mの緩衝地では狭いとの事になり、計画より緩衝地をとっていただくとの事で、許可書を発行する際に、4mの緩衝地を設けるが条件と、なっております。</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から14番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

委員	〔賛成多数〕
議長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、2番から14番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、10番につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">——— 日程第7 議案第5号 ———</p>
議長	<p>次に、日程第7、議案第5号、非農地証明願について、議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は12ページです。それでは1番につきまして、ご説明いたします。申請人は〇〇、土地の所在は、加治木町木田の畑が1筆で、面積は4.1㎡です。農地区分は第3種農地で、現況は井溝であります。変更年月日は、昭和年月日不詳で申請されております。現状は井溝とのことであります。通水路や用悪水路と近い状況ではありますが、登記上においては、用悪水路と井溝では、区別されております。用悪水路は、主に田んぼなどへの引き込みの水路であり、井溝は、自然に水が集まり、水が通るところとし、区別されているようです。今回の申請地の状況は、東西には水路が通っており、隣接の地目は井溝であるため、今回は、井溝の地目での非農地証明の申請が出されております。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、10番、推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北に、約10mの位置です。現況としましては、東が宅地、西が駐車場、南が井溝、北が宅地となっております。井溝となっ</p>

	<p>てから40年以上たっており、40年以上、木田土地改良区の井溝の一部として使用されており、やむ得ないものと認めます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第5号、非農地証明願についての、1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第5号、非農地証明願についての、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第5号、非農地証明願についての、1番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。</p>
	<p>———— 日程第8 議案第6号 ————</p>
議長	<p>次に、日程第8、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、議題に供します。1番から7番について、事務局の説明を求めます。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号、農業振興地域整備計画の変更(除外)について、ご説明いたします。総会資料は13ページから15ページになります。今月は、農用地除外件数が7件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が1筆で747㎡。変更後の用途は建売住宅で、3棟の建売住宅を建築する予定となっております。また、平成21年の県営農村振興総合整備事業が実施された農地となっております。以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員 15 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、西に、約30mの位置です。現況としましては、東が宅地、西が市道、南が田、北が宅地と市道となっております。申請実現の確実性としまして、融資予定の為、確実であると思われます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
委員	<p>2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は船津の田が1筆で252㎡。こちらの申請地については、すでに令和5年5月総会で、すでに4条申請が追認で出され、審議済の案件となっております。こちらが今回、農振地域からの除外が申請されているところです。転用後の目的は一般住宅とのことで、令和4年12月に、既存の農機具倉庫を増築、リフォームし、住宅を建築した為にとの事となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員 8 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約290mの位置です。現況としましては、東が水路、西が県道、南が水路、北が宅地となっております。申請実現の確実性としまして、すでに転用済の為、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が5筆で3,640㎡。変更後の用途は、資材置き場で、事業拡大に伴い、材木置場として使用したいとの事です。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員 はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北に、約630mの位置です。現況としましては、東が市道、西が河川、南が田、北が雑種地と農道となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金予定もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 4番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は加治木町木田の田が1筆で、1,268㎡のうち、372㎡となっております。変更後の目的は、一般住宅とのことで、自己の住宅を建築したいとの事です。平成21年の県営農村振興総合整備事業が実施された農地となっております。また、残地の農地の排水路の確保することを特記事項として、考えております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員 はい、15番、農業委員です。調査報告いたします。申請地の位置は、〇〇から、北東に、約60mの位置です。現況としましては、東が宅地、西が水路、南が市道、北が田となっております。申請実現の確実性としまして、融資予定のため、確実であります。条件および特記事項は、残地の農地の排水路の確保するこ</p>

議 長	と。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は船津の田が1筆と畑が1筆で、651㎡。変更後の用途は、建売住宅で、3棟の建売住宅を建築したいとの事です。また、平成17年の県営集落基盤整備事業が行われた農地であります。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。農振除外後の農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約160mの位置です。現況としましては、東が市道、西が畑と宅地、南が市道、北が田となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金予定もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は船津の畑が1筆で629㎡。変更後の目的は建売住宅で、2棟の建売住宅を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、8番、推進委員です。調査報告いたします。農振除外後の農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、〇〇から、南

	<p>東に、約130mの位置です。現況としましては、東が県道、西が田と水路、南が田、北が宅地と水路となっております。申請実現の確実性としまして、自己資金予定もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、土地の所在は中津野の田が2筆で、792㎡。変更後の目的は、特定建築条件付売買予定地の宅地造成で、3区画の宅地造成を行いたいとの事であります。また、昭和46年の県営ほ場整備事業が実施された農地となっております。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第4号の10番で、推進委員8番、推進委員より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。これより、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての1番から7番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、1番、農業委員です。申請実現の確実性として、自己資金と融資証明予定とありますけれども、証明でなくてよろしいのですか。</p>
事務局	<p>通常の農地法の4条申請、5条申請につきましては、証明書の添付が必須で、証明書を付けてもらわなければいけないのですが、農業振興地域整備計画の除外については、農政課に除外の申請をしている段階で、農地法の申請にはまだ至っていない状況です。5条申請を同時に出している7番は、証明書の添付をしておりますが、7番以外につきましては、証明書が添付されていない状況なので、予定との表現で示しております。ただ、除外が通り、改めて4条申請、5条申請をおこなう場合は、証明書の添付が必須となっております。以上で説明を終わります。</p>

委員	はい、2番、農業委員です。補助事業の関連で、農地から建売住宅への変更が出ているのですが、事業が済んでから何年したら、このような事が可能になるのですか。
事務局	農振除外の基準としては、工事完了報告に記載されている、工事完了日から8年経過後が基準となっております。8年経過しないと、除外申請による除外はできないことになっております。以上です。
委員	はい、4番、推進委員です。3番ですが、周辺に結構、田んぼがあるのですが、この辺については、土地改良区の意見書等はあるのでしょうか。
事務局	土地改良区の意見書については、先程の資金証明と同じで、農振の申請時は、土地改良区の意見書は必須ではありません。改めて、5条申請等を行う際は、意見書の添付が必須となっておりますので、今の時点では、こちらに意見書は提出されていないのですが、我々も相談を受けた際に、改良区もあるので、改良区には事前に相談してくださいと伝えて、改良区とは話をしているところです。ただ意見書として、書類としては、まだ我々の手元には、もらっていないところです。以上です。
委員	この書類上だけの事で、現地は全然さわらないとの事でしょうか。
事務局	実際、この現地の造成工事をはじめていく事となれば、まず、この農振除外の申請をしていただいて、順調に進めば、11月、12月頃に除外が通れば、完了します。それと同時に、もしくはその後に、農業委員会のほうに、農地法の5条申請を出してもらいます。よって最短でも、この現地の工事ができるのは、農振の除外が出て、農業委員会の許可が出た後でないと、現地の工事はできないので、今からの最短のスケジュールでいくと、11月頃までは、工事には入れない状況になるかと思います。以上です。
議長	他に、ございませんか。それでは、お諮りいたします。議案第

	<p>6号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番から7番について、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔賛成多数〕</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号、農業振興地域整備計画の変更（除外）についての、1番から7番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。</p>
	<p>——— 日程第9 議案第7号 ———</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画、貸借、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和5年8月1日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。それでは、資料17ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の18ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規2件。申請面積は、新規4,200㎡です。設定する権利別は、賃貸借権が2件となっております。今回の設定地区は、上名、豊留地区となっております。ご審議の方、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第9、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から2番について、質疑に入ります。1番と2番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>

委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第7号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番と2番について、原案のとおり、決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">——— 日程第10 ———</p>
議長	<p>次に、日程第10、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。</p>
委員	<p>[農業委員会だよりについて] [活動記録について]</p>
議長	<p>事務局からは、何かありませんか。</p>
事務局	<p>[連絡網の変更について] [作業着とポロシャツの配布について] [現地調査日の修正について]</p>
議長	<p>それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回始良市農業委員会総会を、閉会いたします。</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____